

会長	それでは、ただ今から令和5年度第2回三重県建築審査会を開催します。 委員の皆様のご協力をお願いします。 まず、本日の審議の公開について、議題の審議に入る前に事務局から説明をお願いします。
三重県 (事務局)	それでは、ご説明します。 議案第1号「建築基準法第55条第4項第2号の規定による許可に係る同意について」につきましては、附属機関等の会議の公開に関する指針 第3条(1)について非公開とする事由がございませんので、全面公開が可能と考えます。 報告事項「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意(建築審査会における取扱い)に基づき行った許可件数について」につきましては、氏名等の記載を省略し、個人か法人のみの記載とし、住所表記につきましても市名若しくは町名までとさせていただきますので、全面公開が可能と考えます。
会長	事務局から説明がありましたが、皆さんいかがでしょうか。 それでは、「審議会等の会議の公開に関する指針」及び「三重県建築審査会の公開に関する指針」に基づき、公開とします。続きまして、傍聴人及び報道記者について事務局から報告をお願いします。
三重県 (事務局)	報告させていただきます。傍聴者、報道記者ともございません。
会長	今回は傍聴者がおりませんので、このまま審議に入りたいと思います。それでは審議に入りますので、議事次第に基づいて進めていきます。 議案第1号「建築基準法第55条第4項第2号の規定による許可に係る同意について」の説明をお願いします。
三重県	<議案第1号「建築基準法第55条第4項第2号の規定による許可に係る同意について」の説明>
会長	説明がありましたが、ご意見・ご質問などはありませんか。
委員	このエレベーターは人も乗りますか。
三重県	11人乗りのエレベーターとなっています。
会長	地域住民に対してどのような形で説明をされたのですか。
三重県	自治会長に説明の上、地域住民に回覧により周知し、エレベーター棟設置により新たに影を落とす部分の住民へは直接説明し、反対の意見はなかったと聞いております。
委員	新たに影を落とす部分の住民の範囲については実日影の範囲で行っているのか。

三重県 建築基準法の規定に基づいて新たに影を落とす部分の住民へ説明を行っています。

委員 同意というのは書面で得ているのか。

三重県 書面では得ていません。第1種低層住居専用地域であり絶対高さ10mの規制がある地域に10mを超える建築物を計画しているため、名張市として地域の住民に事業説明を行っていると考えております。

委員 説明というのは回覧ですよ。

三重県 回覧とあわせて、自治会長と新たに影を落とす部分の住民へは直接説明を行っていると考えております。

会長 法制度上は必要としないが、自主的に説明を行ったということですね。

委員 同意というのはどうか。

三重県 資料7、8ページに名張市の理由書があり、ここには了承を得ているとあります。

委員 法第55条第4項第2号の「やむを得ない」という文言は、必要不可欠性である。給食の持ち運びが必要不可欠といえるのかどうか。

三重県 今回は、給食の配膳を理由としていますが、2年後に身体の不自由な児童が入学する予定と聞いておりますので、このことからやむを得ない事由にあたるかと考えています。

会長 他に意見はありませんでしょうか
それでは、この案件について同意ということによろしいでしょうか。

委員 異議なし

三重県 <「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意（建築審査会における取扱い）に基づき行った許可件数について」の説明及び、代表事例3件の紹介>

会長 説明がありましたが、ご意見・ご質問などはありませんか。

委員 「消防活動上支障がない」ことについて、これから消防の同意をとることですか。

三重県 包括同意案件の報告であるため、すでに消防同意を得て許可済みとなっておりますが、申請時においては、消防との事前協議の状況や防火水槽が包含されていることなどを踏まえて、消防活動上支障がないと判断しています。

会長 他によろしいでしょうか。これで本日の議題について終了しました。

会長 以上で令和5年度第2回三重県建築審査会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

以上